

(R8年度)

大分市

道路等に面した危険ブロック塀等の撤去の 費用の一部を補助します

～危険ブロック塀等の除却事業～

ブロック等の組積造で造られた塀および門柱の一部または全部を解体撤去する工事で要件に当てはまる場合には費用の一部を補助します。



※交付決定前に業者契約や除却工事を行った場合や
当該補助金の交付を受けたことがあるものについては補助ができません



●補助の対象となるブロック塀等

道路等に面し(※1)、安全性の確認(※2)ができない
高さ1m以上のブロック塀等

※1 道路とは、建築基準法
第42条に規定する道路
※2 安全性の確認項目は裏面

ブロック塀等とは

塀および門柱でコンクリートブロック造、石造、れんが造、その他組積造のもの

●補助金の額

※補助金は予算に達し次第終了となります。

ブロック塀等の除却に要する費用の**2分の1以内(上限7万円)**

※1,000円未満の端数は切り捨て

※ブロック塀等の除却に要する費用とは、対象ブロック塀等の解体費+廃材運搬・処分費

●工事着手までの流れ

①事前相談

電話受付可
ブロックの場所、
氏名・連絡先など
確認します

②現地調査

市職員が現地に
伺い調査します

③補助対象か連絡

後日、電話連絡します

④補助金申請

本庁舎6階窓口へ

⑤交付決定通知

決定通知を郵送します

⑥工事着手

危険なブロック塀等ある場合は、まずは下記連絡先までご相談ください

補助金に関するお問合せ先

大分市役所 6階 住宅課 8:30~17:15(土・日・祝日は除く)

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL:097-585-6012 FAX:097-536-5896



